

別表その2(第2条、第3条関係)

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)			2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)	
			食材料費高騰対策	電気料金等物価高騰対策
医療機関等	病院	病床50床未満	病床数×0.43/施設	90 /施設
		病床50床～100床未満		130 /施設
		病床100床～150床未満		160 /施設
		病床150床～200床未満		200 /施設
		病床200床～250床未満		230 /施設
		病床250床～300床未満		270 /施設
		病床300床以上		300 /施設
	診療所	有床診療所		56 /施設
		無床診療所		14 /施設
		歯科診療所		14 /施設
	助産所			3.5 /施設
	歯科技工所			2 /施設
	施術所	あはき		2 /施設
		柔道整復		2 /施設
	薬局			3.5 /施設

(留意事項)

※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

・次の施設については、当事業の対象外とする。

医療機関等：国、県、市町村又は地方独立行政法人が運営する医療機関等